

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601329 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700048 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

A社又はB社に勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

定時制高校に在学中であったが、正社員として勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に勤務していた事業所の名称について記憶が明確でなく、A社又はB社であったと主張しているところ、請求者が主張する当該事業所の所在地において、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、請求者が記憶する同社の所在地を管轄する法務局に照会したところ、同社にかかる商業登記簿謄本についても確認することはできない。

一方、請求者が主張する当該事業所の所在地において、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、B社は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる。

また、B社の事務担当者は、同社の所在地は請求期間当時も現在と同じであり、請求者が請求期間において担当していたとする業務は、同社の業務内容に合致することから、請求者が請求期間において勤務していたとする事業所はB社であったと推認できる。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の加入記録については、A社及びB社のいずれの事業所名称においても確認できず、B社の事業主は、請求者の勤務を確認できない旨回答している上、請求期間当時の同社に勤務していた従業員に文書照会を行い、複数の者から回答があったものの、請求者を記憶している者はいないことから、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、B社は、請求期間当時の厚生年金保険の届出書類を保存しており、当該書類をすべて確認したものの、請求者に係る届出書類はない旨回答している。

加えて、請求者は請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、B社は、請求期間当時の賃金台帳等の給与資料を保存していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。